

第29回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 2階委員会室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 9番 高橋 泰美

5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第73号 非農地証明願いについて
 - 日程第 4 報告第74号 農地法第18条の規定による報告について
 - 日程第 5 報告第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第 6 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 7 議案第90号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議長

例年に無く、早い落葉でしたが、いつもですと山沿いは天気の便りが聞かれるところですが、11月中には、なかなか出てこないと思います。飯豊山、高い山には冠雪が見られたんですが、なかなか下に降りてこない、少し秋長の年だと思うところでもあります。

この間の18日、山形県農業委員会大会に参加された方々は大変ありがとうございました。また、私の祝賀会ということで催して頂き、重ねてお礼申し上げます。

今日は、午後から農業者との意見交換会ということで、長丁場の1日になりますが、農業者との意見交換会は農業委員会にとっても大事な事業ですので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第29回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、3番舟山平次委員、4番手塚房夫委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員

全員異議なし。

議長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第73号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

非農地証明について説明いたします。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字財津堂 4492-7	
	地目地積	田1筆で179㎡	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字才頭林 3324-149	
	地目地積	畑1筆で162㎡	
3番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字前田 647-2 はじめ9筆	
	地目地積	田6筆、畑3筆で9,868㎡	

1番は、平成13年以降、長年耕作用に供れてなく、現在は隣接する建物の裏側へ行くための通路として使用しているためであります。令和4年10月31日、地元農業の〇〇〇と現場確認をしております。2番は、平成3年頃から立地条件が悪いため、農地として長年利用しておらず、農地性が失われたためです。令和4年11月11日、地元農業委員の〇〇〇と現場確認をしております。3番は、昭和35年頃、米沢に移住し、管理出来なくなったためです。令和4年6月23日に地元農業委員の〇〇〇と現場

確認をしております。以上、3件説明いたしました。

議 長

報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第4議案第74号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町北 1645 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,327 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町北 1645 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,327 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字祭田 578-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 13,390 m ²	
4 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字摩加田 938	
	地目地積	田 1 筆で 632 m ²	
5 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字摩加田 946 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,440 m ²	
6 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2089-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 13,124 m ²	
7 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字前田 647-2 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 6,077 m ²	
8 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字沖 3658	
	地目地積	田 1 筆で 8,590 m ²	
9 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	黒沢字谷地田 3979 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,711 m ²	
10 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原西 6088	
	地目地積	田 1 筆で 863 m ²	
11 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原西 6089	
	地目地積	田 1 筆で 1,523 m ²	
12 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字北田 6043-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7,936 m ²	

以上 12 件につきまして、ご報告致します。

議長

報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 75 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 755-5 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 4 筆で 2,799.91 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字高田 3945 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 5 筆で 2,262 m ²	
3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 509-2 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 1 筆で 8,875 m ²	

1 番の案件は、令和 3 年 8 月 24 日、相続人によるもので、あっせんの希望はありません。2 番の案件は、令和 4 年 4 月 22 日、相続によるもので、あっせんの希望はありません。3 番の案件は、令和 3 年 10 月 20 日、相続によるもので、あっせんの希望はございます。以上、3 件、ご報告致します。

議長

報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 89 号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。

所有権移転は3件、利用権設定は4件、合計7件でございます。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字道六神 4138	
	地目地積	田1筆で8,865㎡	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字沖 3658	
	地目地積	田1筆で8,590㎡	
3番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3037 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で728㎡	
4番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5306-1 はじめ3筆	
	地目地積	田2筆畑1筆で2,181㎡	
5番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字道金上台 4384-8 はじめ11筆	
	地目地積	田11筆で10,421㎡	
6番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字栗田川原 6150 はじめ9筆	
	地目地積	田9筆で23,848㎡	
7番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字北河原 1-1 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で6,570㎡	

ご承認下さいますようお願い致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件ですが、〇〇〇はご夫婦で一生懸命、米作りをしていたんですが、高齢のため、農地を手放したいということで、〇〇〇に話があったようです。〇〇〇の田の続き3枚ということで、〇〇〇も買うということで話が決まったようです。10aあたり金額は〇〇円ちょっとになりますが、双方納得して決まったようです。なん

ら問題ないと思われしますので、ご承認をお願い致します。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2番の案件ですが、〇〇〇が買うことに決まったようです。〇〇〇のお父さんが〇〇〇で、手広くやっておられるので、特に問題はないと思いますので、ご承認よろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 3番の所有権移転につきましては、中里地区の土地改良の地区内でありまして、〇〇〇の方で、広く耕作されており、双方合意され、金額についても、双方合意しているもので、問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。4番、5番の案件ですが、再設定でありまして、地域内を大規模に集積している〇〇〇で、今後とも支障なく耕作して頂けると思われします。賃料につきましては、双方合意の上であります。水料については、〇〇〇は土地改良区外なので、かかっておりません。〇〇〇については、耕作者が支払うことに合意しておりますので、ご承認をお願い致します。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 6番の案件は再設定ということで、今までもなんら問題なかったもので、これからも問題ないと思われしますので、ご承認をお願い致します。

議 長 私の方から7番の案件について説明致します。再設定でありまして、今までも牧草地として活用しておりまして、借受人の〇〇〇も畜産農家で有効利用しているもので、これからも問題ないと思われしますので、ご審議のほどお願い申し上げます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第90号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 飯豊農業振興地域整備計画の変更について説明致します。変更する基本的事由につきましては、本町は有用農地の確保と農業振興を図りながらも、町内の全域を農地が農業地域区域に設定されているため、住宅建設を始めとする事業において、最小圏内で除外することはやむを得ないというように考えております。この度の計画の

変更の内容としましては、除外が 1 件で、999.98 m²。用途区分変更が 1 件で、14,568.02 m²でございます。なお、変更事由につきましては、それぞれ、四捨五入後の整数となっております。続きまして、事業計画書をご覧ください。申請者につきましては、8 月 3 日の豪雨災害で住宅が全壊しました。そこで、隣接する自己所有地の農地を除外し、新たに住宅及び農機具格納庫を建設する計画です。代外地を検討しましたが、地権者から同意が得られなかったことや、農業経営の効率性を考えた結果、当該地を選定しました。なお、当該地は水稻が作付けされておりますが、農業振興地域整備計画上の用途区分が農業用施設用地になっておりましたので、今回除外する区分以外はすべて農地に戻すということも併せての申請となります。本人からの申出書が添付してございます。続きまして、案内図をご覧ください。太枠の中の内、右上の斜線で囲まれた部分が、住宅建設用地として除外する部分になります。それ以外の太枠の部分につきましては、先ほど申し上げましたが、農業用施設用地という用途区分になっておりますので、通常の農地に戻すこととございます。申請者につきましては、農業用地区域外で面積が適当な土地を住宅用地として求めましたが、最終的には自己所有地で元々あった隣接する土地を選定しました。申請以外に第外する場所がなく、町内全域が農業用区域になっている本町にとってはやむを得ないというように考えております。当該地を除外するにあたっては、農地の集積や水路、農業上の利用に支障がないように分筆をして、事業を遂行させるということで問題ないという見込みであります。また、当該地は土地改良事業後、8 年以上を経過しているため、問題ございません。その他、詳しい土地利用計画図、建物配置図につきましては、添付しております。簡単でございますが、説明致しましたので、ご意見下さいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明にご意見、質問等ありましたらお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって決議することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 29 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前 9 時 5 5 分閉会した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

議 長

署名委員（1番） _____

署名委員（2番） _____